「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の取り組み



日本一の豆のまち「北海道本別町」 本別町総合ケアセンター 高齢者福祉担当 主査 木南孝幸

本別町の概要

(平成26年4月末現在)

- ◎人 ロ 7,809人 ◎世帯数 3,776世帯 うち、高齢者のいる世帯 1,946世帯 高齢単身世帯 738世帯 高齢夫婦世帯 682世帯
- ◎高齢者数 2,811人 高齢化率 36.0%
- ◎面積 392 km (東西 31.8 km 南北 16.5 km)
- ◎介護保険料 4,370円(基準額)



日常生活圏域と介護サービス基盤



「福祉のまち」から「福祉でまちづくり」

「福祉でまちづくり」宣言

○行政主体の「宣言」ではなく、これまで様々な協働の形により 携わってきた町民が実行委員会を設立し、宣言文を起草

「福祉でまちづくり」宣言

私たちが健康で心豊かに安心して暮らすことは、町 民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでい ます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で
 - 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし
 - 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で
 - いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し
 - 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり 平成18年3月 北海道本別町





本別町の地域包括ケアの取り組み(1)

- ①「地域課題の的確な把握」←地域包括ケア推進のため前提
- ★「1万人のお茶の間トーク」←第1期地域福祉計画策定時(H15~16) ~地域座談会を町内21ヶ所で開催、参加者461人(当時の人口の5%)
- ★「要援護者実態調査」←地域での見守りや災害時の支援希望調査 (H21)
 - ~在宅高齢者、障がい重度者の悉皆調査、高齢者の回収率98.4%
- ★「日常生活圏域ニーズ調査」←第5期介護保険事業計画策定時 (H23)
 - ~在宅高齢者悉皆調査、回収率97.4%、結果アドバイス票を返送

②「介護サービス基盤整備」+「医療との連携」

- ★「太陽の丘」←医療・福祉施設+総合運動公園 (H12~)
- ★「<u>日常生活圏域単位での基盤整備</u>」←地域福祉計画に位置づけ(H17~)
 - ~3圏域それぞれに小規模多機能型居宅介護事業所を整備
- ★「訪問看護ステーションの整備」←広域(3町)での整備(H11~)
- ★「在宅医療強化型のクリニック開設」←町国保病院内科医師(H24~)

本別町の地域包括ケアの取り組み②

③「生活支援サービス」+「介護予防」

- ★「在宅福祉ネットワーク」←自治会(互助)による日常生活支援(H5~)
- ★「<u>IT(情報通信技術)を活用した見守り</u>」←緊急通報の改良(H20~)
- ★「<u>安心生活創造事業</u>」←1人暮らし世帯の見守りや買物支援(H21~)
- ★「日常生活圏域単位での介護予防」←地域+社協+行政の連携 (H18~)
 - ~町内歯科医院の協力による口腔機能強化

④「もの忘れ散歩のできるまち(認知症支援策)の推進」

- ★「介護劇の上演」←認知症の理解づくり(H12~)
- ★「認知症予防教室」←自治会単位での開催(H12~)
- ★「<u>やすらぎ支援事業</u>」←長時間の見守りによる介護者支援(H14~)
- ★「はいかいSOSネットワーク」←事前登録+日常からの見守り(H18~)
- ★「福祉教育の推進」←総合学習を活用した取り組み(H20~)

本別町の地域包括ケアの取り組み③

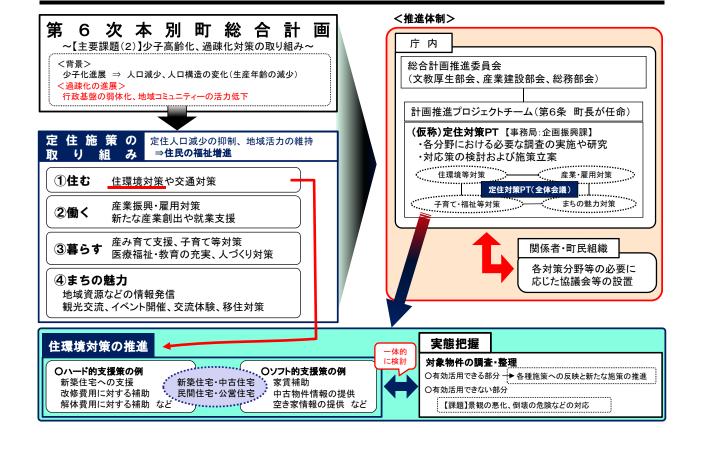
⑤「住まいの整備」

- ★「共生型共同生活住宅」←高齢・障がいのある方の住まい(H20~)
- ★「中重度者・低所得者向けの共同住宅」←小規模多機能に併設(H23~)

⑥「権利擁護」+「生活困窮者支援」

- ★「介護相談員派遣事業」←サービスの向上+利用者の権利擁護(H12~)
- ★「終末期活動(老いの準備)」←エンディングノートの活用(H23~)
- ★「法人後見事業所の整備」←社会福祉協議会による法人後見(H23~)
- ★「あんしんサポートセンターの設置」・「市民後見人の養成」(H24~)
- ★「総合相談窓口の整備」←高齢+障がい+生活困窮、出張相談(H24~)
- ★「生活困窮者支援」+「受け皿づくり」←生活支援戦略(H24~)

定住施策(住環境対策)の推進イメージ



町内の住まいを取り巻く現状・課題①

住宅の現状

•町全体の住宅戸数:3,267戸

①民間賃貸住宅:204戸 ②公営住宅:460戸

③教員住宅:78戸 ⇒ 一部を介護サービス事業所職員が利用(11戸)

空き家の現状

- -町全体での空き家戸数:不明(町が実態把握を行っていない)
 - ⇒所管部局が定まっていない
- <本別消防署での把握>
 - 〇市街地地区130戸程度存在。うち、火災予防上、措置が必要な家屋は20戸程度。
 - ⇒これらの家屋は火災予防条例に基づき書面による指導を実施。

空き家の相談

- ・老朽化や管理不全の空き家に関する相談・苦情が大半
- ⇒隣家や自治会、民生委員からの相談・苦情。有効活用に関する相談は皆無 (例)雑草や樹木→住民課、火災予防上→消防署、建物に関すること→建設水道課 苦情・相談→総務課 など

町内の住まいを取り巻く現状・課題②

空き家バンク

- ・空き家物件情報登録システム(町公式ホームページ)
 - 〇所有者からの申請により町ホームページに掲載。随時情報を更新
 - ⇒運用開始から8年経過したが、情報更新は数件程度
 - ○情報更新や活用を図るための組織が無い

保証人確保

- ・保証人の確保が困難な方が増加
 - 〇公営住宅の建て替えに伴い、再入居が困難な方が増加。
 - ⇒入居時の保証人2人が確保できず、民間住宅へ入居
 - 〇民間住宅での家賃債務保証制度も浸透していない

ゴミ屋敷等

- ・空き家問題に加えてゴミ屋敷問題も顕在化
- 〇日常生活圏域ニーズ調査時に、民生委員から数件の情報提供あり
 - ⇒一般の元気高齢者の中にゴミを片付けられない方が存在
- ・身寄りのいない方の残置物の整理

助 互 助 共 助

住 民 参 加 に ょ る 公

助

公助

家族・隣近所による 日常的な見守り

「在宅福祉ネットワーク」 自治会単位での見守り (身近な場所での支え合い)

「安心生活創造事業」 有償ボランティアによる 1人世帯等の定期的な見守り

「やすらぎ支援事業」 有償ボランティアによる 認知症高齢者の定期的な見守り

「徘徊高齢者等SOSネットワーク」 認知症高齢者等の日常的な 見守り⇒徘徊時の捜索

「緊急通報システム」 消防署への緊急通報 人感センサー(玄関・居間・寝室) による見守り、徘徊時の対応

「もれなく把握」し「もれなく共有」 要援護者の把握・個人情報共有 (自治会・民生委員・社協・町)

災害時要援護者避難支援体制 の構築(自主防災組織の拡大)

自治会の個人情報保護取扱 規約の制定・普及

担い手(訪問員)、福祉人材の 養成•拡大

「福祉でまちづくり基金」の拡大

「権利擁護事業」の拡大 ・法人後見事業スタート 市民後見人の養成、活動支援

町内における互助機能

在宅福祉ネットワーク

- ・町社協が自治会の「支え合い・助け合い」活動を支援
 - 〇平成5年に3組織でスタートし
 - 〇現在31組織(37自治会/全76自治会)。人口の約8割を網羅した活動に
 - ○連絡協議会を組織し、年2回の情報交換会を開催

①見守り活動

訪問しての見守り・新聞受けや電気の状況を見ての見守りなど、対象者の様子に普段と変わりがないかの見守りを直接 内容:

的・間接的に行なう活動

具体例: 町広報の配付に合わせての声掛け、新聞受けに新聞がたまっていないか、電気が点いたまま・点かない状況になってい

ないかの確認

②生活支援活動

買い物支援やゴミ出しなど、対象者個人に対して直接的に支援をする活動

具体例: 対象者に出すゴミを玄関前に置いてもらって収集場所へ持って行く、協力員の用事に合わせて対象者を乗せて病院や買

い物へ一緒に行く、清掃週間に合わせて対象者宅の窓拭きや草刈りを行なう

3除雪活動

内 容: 雪が降った時に、協力員や隣近所の方が対象者宅の除雪を行なう活動

具体例: 対象者宅の玄関前や周辺の除雪を手伝う協力員や隣近所の方を決めて、雪が降った時に除雪を行なう活動

4地域サロン活動

地域の集会場などを会場に地域の方が集まって、体操やゲーム・お茶飲み・会食を行なう活動 内容:

具体例: 地域で開催している介護予防教室やサロン活動

5災害時支援活動

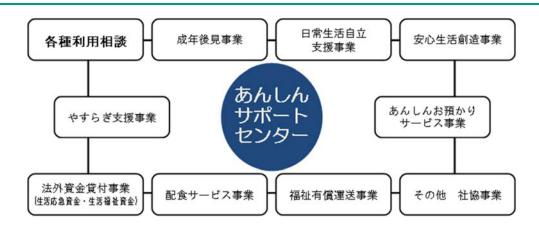
内容: 大雨や地震など災害が起きた時に、対象者へ避難場所までの誘導や声掛けなどの支援を行なう活動

具体例: 災害が起きた時に備えて、安否確認や誘導等の必要な方の把握をして、災害が起きた時には、あらかじめ決めておいた

支援を行なう

あんしんサポートセンター

- ・町社協が日常生活相談・支援をサポート
 - 〇平成25年3月に設置
 - ⇒既存事業を整理・統合し、スタッフ間の情報共有・連携の強化、担い手の 一元化を図った
 - 〇下記事業を中心にセンターでの相談受付からサービス提供を一体的に
 - 〇本人状況の変化に伴うサービスの変更など、迅速かつ連動したサービス提供
 - 〇各種相談受理・支援を行うため、夜間・休日も担当者へ電話転送及び対応



モデル事業の位置づけ・目的

地域包括ケアシステム

人口流出対策 • 定住促進施策

入居に伴う保証人確保支援

家主の不安解消・トラブル防止

あんしんサポートセンター機能強化

空 き 家 問 題 対 策

残置物整理委託事業者の確保

家賃債務保証制度の普及・構築

地域互助機能強化

関係機関や行政内部の横のつながりの強化

モデル事業を通じた課題解決策の検討と新たなシステム構築

身寄りのいない方や生活困難者が暮らしやすいまちづくり

プラットホームの構築

- •役場内全部局・消防署・教育委員会による部局横断的な事業推進会議を設置
 - 〇各所管事務(保健福祉サービス、町営住宅、水道、税務等)を踏まえた空き家情報の収集、支援対象者の情報把握、モデル事業全体の推進に関する事項について審議(毎月1回の定例課長等会議終了後に開催予定)
- ・民間事業者(家主・不動産事業者)、地域(自治会・民生委員)、司法書士、 商工会、医療機関、社会福祉協議会、行政関係部局等の構成員による 事業推進会議の設置
 - 〇町内における関係者のネットワークや協力体制の構築、空き物件情報の共有、 入居希望者の情報共有、空き家改修支援策の検討(隔月での定例開催予定)

空き家の実態把握・データベース化、空き家バンクの再構築

- ・空き家実態把握調査の実施
 - 〇自治会・民生委員との協働による空き家、借家情報収集
 - 〇専門業者によるピンポイント調査、空き家形態の分類、データベース化
- ・インターネットによる新たな空き家バンクシステムを構築
 - 〇民間事業者による情報更新が可能な仕組みへ

あんしんサポートセンターの取り組みについて

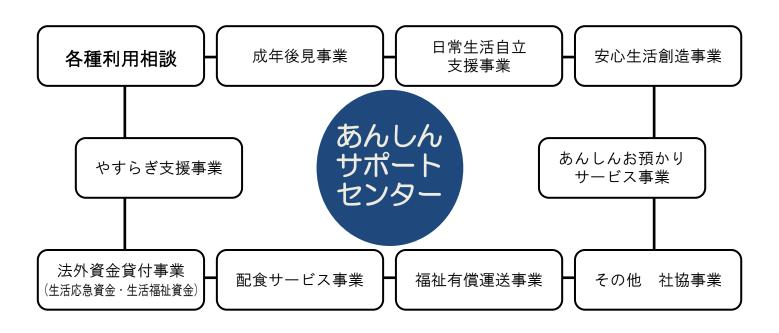
社会福祉協議会では、平成 25 年3月29日にあんしんサポートセンターを立ち上げ1年間が経過したなかで、様々な相談の対応やあんしんサポートセンターに位置付けている各事業等への対応をさせていただきました。

昨年の相談状況等につきましては、裏面に記載していますが、1 つの相談ではなく複合的な相談から、事業を連携して取り組んだケースもありました。

今後も、地域住民の皆様が様々な生活課題を解決していくことで「住み慣れた地域で安心して暮していく」ためにも、地域(自治会)活動等を通しての相談を繋いでいただくとともに、地域住民へあんしんサポートセンターの紹介等を引き続きお願い致します。

○あんしんサポートセンターの事業内容

あんしんサポートセンターでは、下記の9事業を中心にセンターでの相談対応から事業 実施までを担い、本人状況や環境等の変化に伴う提供サービスの変更や強化といった事業 対応も迅速に進める体制を取っている。また、9事業に捉われず幅広い相談への対応をし ていくことで、関係機関との連携による早期対応にも取り組んでいます。



○あんしんサポートセンターの相談受付状況 (平成25年度分)

相談件数	114件			
相談経路	本 人	15件	家族	24件
	地域住民	1 2件	相談事業所	43件
	サービス事業所	11件	その他	9件
相談内容	成年後見(法定)	17件	成年後見(任意)	3件
	日常生活自立支援	8件	安心生活創造事業	11件
	やすらぎ支援事業	7件	あんしんお預かり	2件
	法外資金貸付	1 0件	配食サービス	2件
	福祉有償運送	27件	高齢者就労C	O件
	ボランティアC	5件	介護保険サービス	8件
	その他	28件		
経過・結果	社協サービス提供	39件	他機関へ情報提供	11件
	本人への情報提供	17件	相談継続	37件
	その他	9件		

○あんしんサポートセンター内の各事業の実施状況

事業名	実施件数 (カッコは終了件数)	事業名	実施件数 (カッコは終了件数)
法人後見事業	4件	日常生活自立支援事業	4件(2)
やすらぎ支援事業	7件(1)	安心生活創造事業	11件(1)
あんしんお預かり事業	2件(1)	法外資金貸付事業	7件(2)
配食サービス事業	37件(15)	福祉有償運送事業	89件

あんしんサポートセンターで位置付けている事業内容

【成年後見事業】

高齢や障がいなどの理由により、金銭・財産の管理や契約行為(物品の売買契約や介護サービスの契約など)等が困難な方に対して、裁判所で選任された方が後見人等となって、金銭の管理や契約手続きを代理で行なう事業です。なお、本別町社会福祉協議会では、法人として後見人等の業務も行なっています。

【日常生活自立支援事業】

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある方に対して、福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝いや生活費などの日常的なお金の支払いなどのお手伝い、通帳や無くしては困る大切な書類の預かりを行なう事業です。

【安心生活創造事業】

高齢者で要介護認定を受けていない方や要介護認定を受けていても介護サービスを利用していない方、障がいがあっても障がい福祉サービスを利用していない方など、地域から孤立する可能性がある方に対して、地域住民のボランティアが本人宅へ伺って話し相手や買い物支援などを行なう事業です。

【やすらぎ支援事業】

認知症の症状を有しており要介護認定を受けている方に対して、地域住民のボランティアが自宅などへ訪問し、話し相手や見守り・趣味活動の付き添いなどを行ない、家族介護者の負担軽減を行なう事業です。

【あんしんお預かりサービス事業】

入院や施設への短期入所などで一時的に金銭管理ができない状態にあって 家族などの支援も得られない方に対して、本人に代わって金銭管理を行なっ たり、通帳や自宅に無くなっては困る物品の保管を行なったりする事業です。

【法外資金貸付事業】

経済的に困窮している低所得者に対して、緊急的な対応として当面の生活 に必要と判断される程度の少額の現金貸付を行ない、援助指導を行なう事業 です。

【配食サービス事業】

高齢者や障がい者等で、買い物または調理をすることが難しい方に対して、 地域での生活を継続できることを目的に、最大週2回の弁当を夕方に配達する事業です。

【福祉有償運送事業】

日常の外出において単独でバスやタクシー等の公共交通機関を利用できない高齢や障がいの方に対して、車椅子対応の車両等を使用して外出支援を行なう事業です。

あんしんサポートセンターでは、これ以外の社協事業(高齢者就労センター事業やボランティアセンター事業、介護保険事業など)や他機関への情報提供なども含めて相談支援をしていく事業となっています!

社会福祉法人 本別町社会福祉協議会(社協)

◆事務局

「住」所:本別町西美里別6-15 (町立病院となり、総合ケアセンター内)

電話: 22-8320

◆ あいの里交流センター

住 所:本別町北6丁目12-20 (健康管理センターの裏)

.電 話: 22-1002